

農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金交付金額【所得に応じた変動】

- 交付金額を5年間一律150万円としながら、前年の所得が250万円を超えた場合は交付停止とする従前の仕組みを改め、前年の所得に応じて交付金額を変動させ、所得向上に伴って資金と所得の合計額が増加する仕組みを導入し、新規就農者の経営発展に向けた取組を促進。

交付金額変動の仕組みの概要

- 1 前年の所得が100万円未満
→ 交付金額は150万円/年
- 2 前年の所得が100万円以上350万円未満
→ 交付金額は変動

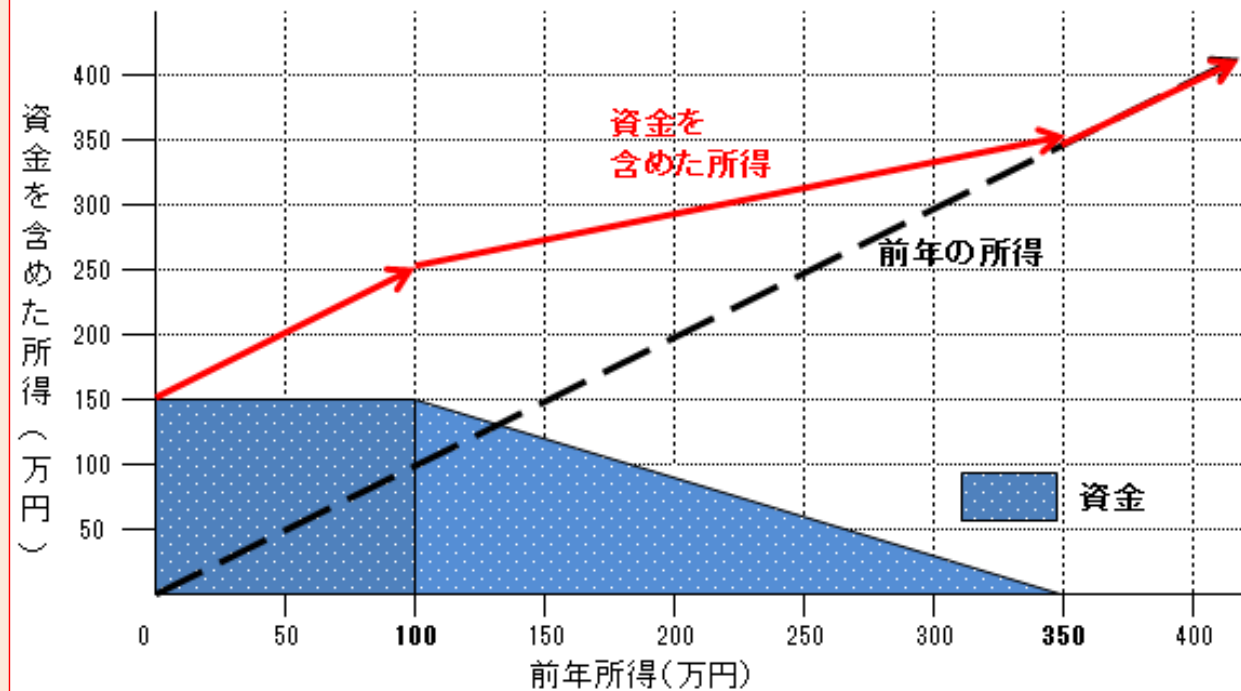
$$\text{交付金額} = (350\text{万円} - \text{前年の所得}) \times 3/5$$

例：前年の所得が150万円の場合、翌年の交付金額は
 $(350 - 150) \times 3/5 = 120\text{万円}$

※ 平成27年度（平成26年度補正予算を含む）
の新規交付対象者から適用

※ 平成26年度（平成26年度補正予算を除く）
以前の交付対象者であっても、希望する場合は、
支援金額が変動する仕組みに移行できる。

※ 経営開始1年目は150万円/年



前年の所得が100万円未満
の場合150万円を交付

前年の所得が100万円～350万円の場合
 $(350\text{万円} - \text{前年の所得}) \times 3/5$ を交付